

大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱
(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)

【抜粋】

(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業)

第7条 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、次に掲げる事業を実施する事業者並びにこれらの事業者に対し補助を行う市町村等に対し、補助を行う。

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

2 前項第1号の事業については、次に掲げる施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院、介護療養型医療施設

(4) 養護老人ホーム

(5) 軽費老人ホーム

(6) 認知症高齢者グループホーム

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所

(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 有料老人ホーム

(10) サービス付き高齢者向け住宅

(11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(12) 生活支援ハウス

3 第1項第2号の事業については、次の各号に掲げる事業を補助の対象とする。

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

(3) 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

4 前項第1号、第2号及び第3号の事業については、次に掲げる施設等を補助の対象とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院、介護療養型医療施設
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 有料老人ホーム
- (10) サービス付き高齢者向け住宅
- (11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- (12) 生活支援ハウス

5 第1項第3号の事業については、次に掲げる施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 有料老人ホーム
- (10) 短期入所生活介護事業所
- (11) 生活支援ハウス

別表6 配分基礎単価(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業)

1. 区分	2. 配分基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	4,710 千円	知事が認める台数(定員数を上限とする)	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090 千円	1 か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540 千円	1 か所	
家族面会室の整備等経費支援	3,820 千円	施設・事業所	

<p>③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p>	<p>1,070 千円</p>	<p>整備 床数</p>	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--------------------------------------	-----------------	------------------	---

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注1 いずれの介護施設等も、定員規模は問わない

注2 在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外